

宇部市文化芸術振興条例（仮称）検討委員会

第 5 回会議概要

日 時：平成 22 年(2010 年)10 月 27 日（水）14:00～15:30

場 所：宇部市役所 2 階 第 2 会議室

出席者：委員 9 人（欠席 1 名）

事務局：和田総合政策部長、阿部総合政策部理事、林総合政策部次長、
廣中文化振興課長、立石文化振興課長補佐、
田中文化振興係長、久保主任

その他：報道機関 0 人、傍聴者 0 人

1 議事

（1）パブリックコメントの実施結果について

（委員長） パブリックコメントの実施の状況、結果及びその対応案について、事務局から説明願いたい。

（事務局） 10 月 1 日から 21 日までの 3 週間、条例骨子（案）の閲覧を行い、パブリックコメントの募集を行ったところ、1 名から郵送で意見の提出を得た。事務局で内容を整理し、9 点の意見に集約させてもらった。意見の要旨、委員会の考え方及び対応につき、資料 1 としてまとめたので、御覧いただきたい。

コメントの全体的な内容としては、基本的に本市の文化振興について、芸術の振興、特に渡辺翁記念会館とその歴史について強い思いが感じられた。文化・芸術と銘打たれている中で、特に芸術に触れる機会を享受することの重要性と、渡辺翁記念会館を中心とした本市の音楽の歴史へのこだわりが述べられていた。

パブリックコメントへの委員会对応を、「意見の方向に従い、修正または追加するもの」、「意見の趣旨又は同種の考え方はすでに記載されているもの」、「条例骨子には盛り込まないが参考として扱うもの」の 3 通りとした上で、これまでの議論に基づき、意見 4 及び 9 を対応、同 6～8 を対応、それ以外を対応とする対応案を作成した。

対応とした 2 点について、まず「質問 4」は、「資料 2」の 1 ページ目の「1 前文」中「本市における文化の独自性」の下

線部に反映させ、「質問 9」は同資料3ページ目の7番目の項目名に反映させている。

(委員長) パブリックコメントへの対応を踏まえた条例骨子(案)の修正が2点あるが、事務局からの説明を踏まえ、パブリックコメントへの対応案全体を通して委員各位の質問、意見を求めたい。

「1前文」部分が長すぎるため、コンパクトにして欲しいとの意見も述べられているが、いかがか。

(委員) 骨子(案)「1前文」の文章を読んでもと、一つ一つの文章が長いことに気付かせられる。途中で句点を打ち、複数の文章に区切った方が分かりやすくなるのではないか。

(委員) 私も、全体の表現は良いと思うのだが、文章はなるべく短く収めた方が、読み手にもインパクトを与えやすいと思う。

(委員) 文章が長いから区切るとということよりも、独自性等の文章表現について、まず検討してはどうか。

事務局に尋ねるが、条例の条文において、分かり易さのために文章を区切るということがあるのか。

(事務局) 一般的に法規文については行わないが、今議論となっている箇所は前文であり、条例の本文ではないため、融通を利かせることは可能である。ただ、様々な表現を盛り込むには、短文を連ねる表現が使い難かったため、このような記載とさせていただいた。

(委員) 事務局の方で文章を短くできる良い知恵があれば、そうしても構わないと思う。

(事務局) 委員会として、方向性を定めていただきたい。

(委員) 今の書き方では、どの表現がどこを修飾しているのかが、長文を読み慣れない一般人には分かり難いのではなからうか。例えば、骨子(案)「1前文」の2段落目、最初の文章を、2行目「近代化産業遺産がありました。」で切る方法などあると思う。

(委員) 同じく1段落目の最初の文章も「花いっぱい運動」あたりで、前後に分けても良いのではないか。

(委員長) これまでの議論によると、パブリックコメントの「意見 3」に沿って文章の表現を変えるという対応をした方が良いと考えられるがいかがか。

(事務局) 文章を区切ったほうが良いとの指摘を多くいただいたため、文章全体は今よりも長くなるが、委員会の方向性に沿って修正を行いたい。

パブリックコメントに対する対応としては、「意見 1」及び「3」に基づく骨子(案)の修正となるが、現時点で記載されている表現は全て必要なものとして残し、文章全般がコンパクトになる訳ではないため「意見 1」の対応は案どおり のままとし、「意見 3」については「文章が冗長で、表現の手直しが必要」という意見に応じ、表現を見直し、体裁を整えることとし、対応をから に変更することとしてはどうか。

(委員) 私は、文章を短く区切ることで、言葉の繋がりが途切れ、かえって本質が伝わらなくなるのではないかと思う。特に独自性を訴えるためにはこのままでよいのではなかろうか。

(委員長) 議論が続いたが、事務局の提案を採用してはどうかと思うが、いかがか。

委員一同承諾

(委員長) では、パブリックコメントの対応は、今の点を修正する以外は資料1の案のとおりとさせていただきます。

(2) 条例骨子(案)について

(委員長) 条例骨子(案)について、事務局から説明願いたい。

(事務局) 「資料2」に、最終的に委員会としての考え方を、条例に盛り込むべき内容である「骨子」としてまとめた。この資料の体裁で市長へ意見として提出していただいていたのはどうかとの提案である。

先ず表紙があり、その裏側にはこの検討委員会でこれまで議論されてきた視点、要点を文章としてまとめたものを記載し、続いて骨子を添付している。特に表紙の裏部分は、事務局で作成したものであるので、表現に対する御意見等いただきたい。

骨子内容については、基本的にはパブリックコメントで市民に公表した案は、委員会の最終案として取り扱いさせていただき、パブリックコメントに基づく2点の変更のみの反映に留めている。

但し、前文 の部分については、先ほどの結論に基づき、文章を区切ることとしたい。

パブリックコメントを行う際に発表した骨子（案）最終版で修正した主な点を説明すると、まず、「1 前文 」について、文化振興に関し法、県条例が定められている中で、なぜ本市に改めて条例を制定する意義があるのかということに対する市民への説明として、本市独自の文化を大切にし、次世代に引き継ぐという市の独自性を条例にうたい込むことが必要と考え、文量は増えたが、修正を行った。

続いて、「3 定義」について、「生涯学習」を削り、「文化財」を加えた上で、本市発展の歴史を考えた上で、重要な位置を占める近代化産業遺産が文化財に包含されるという注釈を本市の独自性の一つとして添えた。

最後に、「4 基本理念 」について、「権利」という言葉が強すぎるという意見により、これを除いた表現とした。

先ほど議論のあった点と、表紙裏の前書き以外は、これで最終案とさせていただければと思う。

（委員長） 委員各位の御意見をいただきたい。

（委員） 「4 基本理念 」の「市の活力を高める」という記述は人と人との繋がりといった、市民への文化効果の発露ではなく、社会に対しての影響のみが謳われており、これでよいのかという気がする。市民の文化力を高めることも必要なのではないか。

（事務局） お見込みのとおり、同箇所は経済的な活力を高めることを謳っている。御指摘の件に関しては、「市民の文化力」や「市民力」は重要と考えており、同項目の で言及し、包含されていると御理解いただきたい。

なお、具体的な地域づくり、社会作りへの方策については、条例制定後の文化振興ビジョン策定において検討していきたい。

（委員） 文章内に宇部市の代名詞として「わがまち」、「本市」といった表現が混在しているが、気にせずともよかるうか。

(委員) 「わがまち」は親しみがある感覚であり、意思をもって取り組むに当たって「本市」という言い換えをすることは、違和感を覚えるものではないと思う。

(委員) 提出する際の前書きを読んで、条例の必要性を感じ取れるだろうか。

(委員) 3段落目の書き出しは、「加えて」若しくは「更に」が適当ではなかろうか。

(委員) 書かれている内容の順序はこれでよいだろうか。「情勢における困難」があり、本市独自の「良い点」が続いているが、「良い点」があるものの、現在「困難」に直面しているという流れで構成した方が、訴える力があるのではなかろうか。

(委員長) 現状分析があり、これを打開するために条例制定が必要であるという流れにした方が好ましいであろう。文化の意義が最初に出てくるのも、少し唐突な感がある。

(事務局) はじめの3行を削除することとしてよろしいか。

(委員長) その方が良いと思う。

(委員長) 他に意見がないようであれば、本日の議論を受けた修正文章を事務局において作成し、正副委員長において確認したいと思うが、一任していただけるか。

委員一同承諾

(委員長) では、正副委員長で内容を確認したものを、最終骨子とし、市長へ提出することとしたい。

(3) 市長への意見具申について

(委員長) 最終的に確定させた条例骨子は、11月2日火曜日午後3時から、正副委員長の2名で市長に提出したいと思うがよろしいか。

委員一同承諾

(委員) 市長への意見提出後、条例成立まではどのようなスケジュールになっているか。

(事務局) 12月市議会定例会に条例案を提出する予定としている。条例名称を含め、条例の内容は市側で検討させていただき、提出することとなるが、その後は議会の判断となる。

可決されれば、文化振興計画を策定した上で、個々具体的な施策を進めていくこととなる。

(4) その他

(委員長) その他協議事項、報告事項があればお願いしたい。

(事務局) 2点お伝えしたい。

まず、配付したチラシにあるように、今年も12月に渡辺翁記念会館において、「第九」合唱イベントの開催を予定している。本市を代表する文化行事の一つであり、委員各位におかれても、是非御来場をお願いするとともに、各方面への周知につき、御協力いただきたい。

次に、今年の4月の本委員会設置以来、5回に渡り熱心に検討を重ねていただき、来月2日に市長へ意見書を提出いただくこととなったが、この意見書の提出により、本委員会の目的が達成されることから、その時点をもって委員会を解散させていただきたい。長い間の御審議に感謝申し上げます。

(委員長) 委員各位には、4月から短期間に濃い議論をいただき、感謝申し上げます。宇部の文化、まちづくりの発展にこの条例が大きく寄与することを願いたい。

(総合政策部長) 委員の皆様には、大変タイトなスケジュールの中、熱心に、また真剣に御議論いただき、お礼申し上げます。今後は条例の制定に向けて、皆様の熱意を受け止め、市としてしっかり説明責任を果たしていきたい。今後とも引き続き御協力の程お願いいたします。

以上